

学校体育施設の利用について

宇都宮市立古里中学校長

学校体育施設の開放は、「宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則*」および「体育館解放の利用調整に関する運用指針」にもとづいておこなわれています。「規則」によれば、学校体育施設の開放は、地域スポーツの振興、開かれた学校づくりの推進、施設の有効活用のため、学校教育に支障のない範囲で学校施設の開放を行うものです。

(* http://www1.g-reiki.net/utsunomiya/reiki_honbun/e102RG00000672.html を参照)

1 利用条件

〔学校施設を利用することができる方〕

- ・ 市内に居住し、又は市内に在勤若しくは在学していること。
- ・ 10人以上で団体を構成していること。
- ・ 児童生徒が利用するときには監督責任者として成人が含まれていること。

〔施設利用の制限〕次に該当する場合には利用ができません。

- ・ 政治的又は宗教的活動にわたるおそれがあるとき。
- ・ 営利を目的とするとき。
- ・ 学校施設を破損するおそれがあるとき。

営利目的の事例について

(1) 営利が疑われる事例

- ・ 法人が運営する団体（受託も含む）
- ・ 講師や指導者が代表者（または中心）となり、月謝（会費）などを徴収して活動している団体（スポーツ少年団を除く）
- ・ 活動中の物品販売や販売促進活動
- ・ 無料体験など企業活動の一環（参加勧誘、会員募集）となる活動など

(2) 利用が認められる事例

- ・ 運営主体（上部組織を含む）が法人ではないこと
- ・ 保護者が代表者（または中心）となり会費などを徴収し、そこから講師や指導者などに謝金という形で渡す形態で活動している団体（スポーツ少年団など）
- ・ 収支報告書等を作成し、会費の使途について利用者に報告している、もしくはできるような状態にしている団体など

2 開放時間 午後7時から午後9時30分まで（開放時間内に準備・片付けを行う）

3 使用料 無料

4 遵守事項 以下の事項を守れない場合は貸出しを中止します。

(1) 利用責任者の遵守事項

- ・火気の取り扱いについて特に注意をはらうこと。
- ・消灯・施錠（体育館・門扉）及びカギの返却について責任をもつこと。
- ・利用責任者は利用者を監督し、利用者に注意事項の周知、徹底を図ること。
- ・施設に損害を与えたときは、すみやかに学校に報告するとともに、利用者の故意又は過失による場合は、利用団体の責任において処理すること。
- ・利用者の事故等については、利用団体の責任において処理すること。

(2) 利用者の遵守事項

- ・使用目的以外に施設を利用しないこと。
- ・使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。（放送室に立ち入ると警報が鳴る場合があります）
- ・必要に応じ、防球ネットを使用すること。**ステージ側は必ず防球ネットをかけること。**（放送室の窓にボールが当たると警報が鳴る場合があります）
- ・開放時間を遵守すること。（開放時間は、準備・後片付けの時間を含む）
- ・使用後は、原状に復し、清掃等を行うこと。（ゴミ類は持ち帰り）
- ・シューズは、**靴底の白いシューズ**を使用すること。
- ・学校施設内での喫煙・飲酒は厳禁。また、西門付近での喫煙も禁止する。
- ・武道場及び2階アリーナ部分での飲食は禁止する。
- ・車両の出入りは、北門より行うこと。（帰りには、必要に応じて施錠する）
- ・指定する場所（体育館北側駐車場）以外に車両を乗り入れない。
- ・窓を開ける際は、カーテンを開け、とめること。（厳守）
- ・その他学校長の指示に従うこと。

5 その他

(1) 事前に団体登録を行い、1年ごとに更新します。

体育館開放に係る会議は、毎年3月第1金曜日の17時より、古里中応接室にて行います。
（平成30年度より通知は出しません。変更がある場合などはHPでお知らせします）

(2) 2階アリーナおよび武道場については、利用を希望する団体が多いので、1団体につき週1回とします。（同一団体が別名で登録するということのないようお願いします）

(3) 利用日の決定は学校が行います。学校行事や地域のイベントが優先されます。

(4) 問い合わせ先：副校長 TEL 673-1815